

# 「せたな町産業担い手育成条例」改正のお知らせ

農林漁業・商工業を営む個人事業主の皆様とせたな町で新たに就業をめざす若者にお知らせです。

## 改正のポイント

- 就業初年目に一括交付
- Uターン等就業者の年齢要件を緩和 等

これまで

見直し

メリット

### 新学卒

学校を卒業したら、親元で農漁業・商工業をやりたい

学校卒業後  
1年以内  
1年目：50万円  
5年目：50万円

学校卒業後  
1年以内  
1年目  
**100万円**  
(一括交付)

後継者が戻ったら規模拡大しようと考えていたので助かる

45歳でUターンしても奨励金がもらえ、ありがたい

### Uターン等

都会からせたな町に戻って親元で農漁業・商工業をやりたい

年齢：40歳以下  
1年目：50万円  
5年目：50万円

年齢：**45歳**以下  
1年目  
**100万円**  
(一括交付)

せたな町は、担い手育成に力を入れているな！

就業当初にこれだけ手厚い支援があるなら、せたな町で新たに農漁業をしてみようかな？

### 新規就業

せたな町に移住して、新たに農漁業・商工業をやりたい

年齢：45歳以下  
1年目：100万円  
5年目：100万円

年齢：45歳以下  
1年目  
**200万円**  
(一括交付)

新規就業当初は、とても物入りなので、とても助かる

### 【その他の改正等】

- 法人（複数）構成員の後継者は対象としないことを明確化
- 漁業研修所の就学助成金は、「せたな町担い手育成基金」で対応 等
- ※ この改正は、平成26年4月1日から適用

### 【問い合わせ先】

せたな町まちづくり推進課  
農務課・水産林務課  
0137-84-5111